

令和5年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第5回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和5年9月14日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	岡田選子
2番	山口秀信	9番	井手幸子
3番	松野俊子	10番	中山恵
4番	水ノ江晴敏	11番	古賀信行
5番	亀元公一	12番	近藤進也
6番	廣瀬猛	13番	住吉浩徳
7番	名倉亮介	14番	高橋恵司

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係長 ・ 野 村 育 美

主任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和5年9月 定例会
(第5回)

第3回継続会

本会議 会議録

令和5年9月14日

水 卷 町 議 会

令和5年 第5回水巻町議会定例会 第3回継続会 会議録

令和5年9月14日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第5回水巻町議会定例会第3回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、古賀議員。

11番（古賀信行）

第1番目。質問事項、いちょうの湯のすぐそばの家の騒音対策について。

6月議会でも質問しましたが、町は「いちょうの湯」の経営者に対して、騒音対策を取るよう指導されましたか。

先日、すぐ横の家に住んでおられる方が、私の家を訪ねて来られ、夜10時過ぎにその方の家の部屋で録音された音を聞かせていただきました。私はその音を聞いて、とても隣の温泉施設から聞こえる音が大きいのに驚きました。あの騒音では、夜寝ることはできないと思いました。町長も一度被害者の録音を聞いてください。

この方は、温泉施設が建設される前に、町に対して「自分の家から離して建設してほしい」と、強く要望をされたそうですが、家のすぐそばに温泉施設が建設されてしまったそうです。

水巻町は、温泉施設の経営者に至れり尽くせりの配慮をしていると思います。

温泉施設の東側に駐車場を広げるため、頃末南三丁目22番付近の家の移転や、土地の買収などで「いちょうの湯」の経営者に便宜をしているのに、一番被害を被る隣地の方に、なぜ町はそういう配慮をしなかったのか、私自身も憤りを感じます。

町が第一に業者に指導すべきは、市街地を走っている高速道路や新幹線みたいに、高い防音壁を設置して夜10時以降の営業をやめてもらい、平穏な生活を住民ができるようにするのが、町のやるべきことだと思います。

町は温泉施設の経営者に、まずは家族風呂の音の拡散を防ぐ努力をするよう指導すべきです。やるべきは、露天風呂を覆う屋根の設置を要求すべきです。

町長の考えを聞かせてください。

第2点目。北九州市との合併、町は町民の考えを聞くことについて。

私は2015年4月、町議会議員になる前から、北九州市との合併を町民に訴え続けてきました。

矢野・近藤・美浦町長は、町長選挙に最初立候補されたとき、北九州市との合併をスローガンに掲げ、当選されました。今でも多くの町民が「北九州市と合併してほしい」と言っています。私自身もそう思います。合併したら65歳以上の高齢者への福祉が行き届いているからです。

北九州市の高齢者は、福岡・熊本・鹿児島市の動物園や美術館等々、無料で入館できます。

それは、北九州市とそれぞれの市と、協定を結んでいるからです。また、北九州市が所有する多くの施設が、無料か低料金で利用できるからです。

水巻町は子ども医療では北九州市より優れていますが、その他の面では北九州市に劣っていると思います。

また、合併すれば、町長・副町長・教育長も要らなくなります。議員も大幅に削減できます。道路計画にしても、住民が生活しやすいように、長い年数をかけて実現しています。

総合的に判断して、合併したほうが生活しやすくなると思います。

山口県の旧豊田町（現在、下関市と合併している）の最後の町長は、彼自身は下関市と合併を望んでいなかったけど、賛否の住民投票をしたら合併を望む投票結果が出たので、下関市と合併したわけです。これが民主主義です。

北九州市との合併について、町長の考えを聞かせてください。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、いちょうの湯のすぐそばの家の騒音対策について、の御質問にお答えします。

町は温泉施設の経営者に、まずは家族風呂の音の拡散を防ぐ努力をするよう指導すべきです。やるべきは、露天風呂を覆う屋根の設置を要求すべきです、とのお尋ねですが、この件に関しましては、これまで何度か、近隣住民の方から役場へも相談があったことの報告を受けています。

6月議会での答弁と同様になりますが、当該施設は、騒音規制法の規制対象施設とはならないため、町が直接的に業務改善命令などは行えません。相談があるたびに直ちに、副町長が相談内容を事業者へ伝え、その都度、事業者が対応をしているものと承知しております。

具体的には、家族風呂を利用されるお客様に対し、「大きな声での会話や騒ぎ声、テレビの音量を大きくしない、庭の石を浴槽に入れない。御協力いただけない場合は利用をお断りする場合がございます」と明記した家族風呂での禁止事項を作成されており、多くの利用客の皆様は禁止事項を遵守していると聞き及んでいます。

また、これとは別に事業者側から、事業者の負担において相談者の御自宅へ防音サッシの設置を提案しているようです。その際には、相談者が防音サッシの効果を一度体験し、ある程度納得していただいていたようですが、現時点では事業者側の提案を受けずに、露天風呂に屋根をといた別の要求をされているそうです。

また、同じ相談者から、露天風呂の利用客の話し声に対する騒音苦情の前に、事業者が設置している洗濯機の騒音についての苦情を申し立てていたようですが、この件につきましては、事業者側が最大限の対応をされ、既に解決しているとのことでした。

今回、町としましては、相談者が要望されている、露天風呂の屋根の設置につきましても、直ちにその内容を事業者に伝えてはおりますが、先ほど申し上げましたとおり、法的に制限をかけられないため、行政が民間事業者に対し、屋根の設置を強制することはできません。その

ため、屋根の設置も含め、苦情に対する対応につきましては、最終的には事業者の判断になります。

また、当該入浴施設の建設地が町有地ですので、町の責任について、念のため顧問弁護士に相談を行っていますが、町は相談者の相談内容をきちんと事業者に伝え、事業者に対応をお願いしており、これを受けた事業者が様々な対応を実施、あるいは検討している現状をみると、町は土地の貸主としての責任は果たしている、との見解を示されています。

6月議会でも申し上げましたが、私は、開業以来、町内外から多くの利用客が訪れている「いちちょうの湯」を、町民をはじめ、利用客の皆様が気持ちよく利用していただき、本町の魅力を少しでも感じていただきたいと思っています。そのために、可能な限り近隣住民とのトラブルが生じないように、6月議会以降も事業者に対して同様の対応をしており、今後につきましても、同様の考えでございます。

次に、北九州市との合併、町は町民の考えを聞くことについて、の御質問にお答えします。

北九州市との合併について町長の考えを聞かせてください、とのお尋ねですが、私が町長へ就任してから、平成26年を中心に、合併について北九州市と事務レベルでの協議を行った際に、国は地方創生の取組の1つとして、「連携中枢都市圏構想」を推進しており、地域において相当の規模と中核性を備える中心都市が、近隣の自治体と連携協約を締結し、それに基づきコンパクト化とネットワーク化により生活関連機能サービスの向上を行うことで、人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを求めており、国が示している地方創生の基本的考え方に準じて事業連携を強化していくことが先決である、という認識にて考えが一致した経緯があります。

その後、実際に北九州市を中心とする福岡県北東部地域の17の市町で連携中枢都市圏北九州都市圏域を形成することとなり、平成28年4月に北九州都市圏域トップ会議において連携協約を締結しました。また、令和3年度には吉富町が新規に加わることとなり、現在は18の市町により連携中枢都市圏北九州都市圏域が構成されています。

先程申し上げましたように、国は、市町村間の事業連携によるまちづくりを推奨していることから、現在は市町村合併には財政支援を行っておりません。そのため、全国的に近年では市町村合併は行われておらず、連携中枢都市圏の形成によって地方創生や人口減少対策、行政の効率化に取り組む例が多くなっており、令和5年4月現在では全国で38の連携中枢都市圏域が存在し、372の市町村により圏域を構成している状況です。

そのような中、本年2月、16年にわたって北九州市のかじ取りを行ってきた北橋市長から武内市長にバトンタッチされ、今後の北九州市政が大きく変わっていくことも予想されるのですが、先日開催されました連携中枢都市圏北九州都市圏域トップ会議において、武内市長より、北九州市はこれまでと同様に連携中枢都市圏の取組に力を入れるとともに、構成自治体の連携をさらに強化し、首長同士の交流を深めていきたいとのお話があったところです。また、連携中枢都市圏以外にも、県と遠賀・中間1市4町で構成する地方創生市町村圏域会議では、実際の生活圏が密接に交わる自治体間に共通する課題について、各市町が連携し、効率的な解決に向けた議論を行っております。

そのため、本町も連携中枢都市圏や地方創生市町村圏域会議などの広域連携による取組につ

いて、これまで以上に力を入れて進めていき、近隣市町と様々な面で協力関係を築くことで、現在の小規模自治体が抱える問題解決に取り組んでいくべきであると考えております。

また、本町では、平成30年度から10年間を計画期間として策定した「水巻町第5次総合計画」にのっとり、将来における町のあるべき姿と進むべき方向性を示した上で日頃の町政運営を行っている中、全国の自治体でも大きな課題となっている人口減少社会への対応として、本町の魅力を高めて移住・定住を促進するため、令和元年度末に「第2期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。策定にあたりましては、学識経験者や町議会、町内企業、金融機関、住民代表などから構成される「明るいまちづくり推進委員会」で御審議いただくとともに、幅広く住民の方からのお声をいただく機会として、ホームページや庁舎玄関ロビーでのパブリックコメントを設けましたが、その際には北九州市との合併を希望される御意見はございませんでした。現在は総合戦略で策定した各施策の目標達成に向けた取組を行っていますが、令和2年度の取組開始から3年が経ち、既に当初の目標を達成した施策もあるため、可能なものについては目標値を上方修正し、水巻いいね、をさらに進めるための取組を行っているところです。

そのような中、政令市である北九州市との合併につきましては、現在のこのような取組の大幅な見直しが必要となることや、多くの事務事業、住民サービスを北九州市の制度に合わせることで、メリットだけではなく、デメリットも多く発生するものと想定されます。

御質問の中に、合併したら65歳以上の高齢者への福祉が行き届くとの御指摘がありますが、議員が言われるように、各種施設の割引サービスなど、スケールメリットにより向上するサービスがあることは否定するものではありません。しかしその一方で、本町が常日頃から重要視している高齢者や障がい者、あるいは子育て世代などへのきめ細やかな対応は、行政と住民の距離が近いコンパクトな町だからこそできるものと考えております。また、都市計画税の新たな賦課、公共施設の統廃合、役場機能の低下など、住民の皆様の負担増や、地域の利便性が損なわれるデメリットも少なからず考えられ、議員からも御評価をいただいております子ども医療制度をはじめ、本町のほうが優れている制度についても合併によりサービス低下となってしまうものが発生いたします。

さらには、物価高騰対策としてまさに現在給付を行っております「暮らし・生活支援臨時特別給付金」をはじめ、コロナ禍以降に行ってきました、非課税世帯や子育て世帯給付金の対象世帯枠の拡大や生活支援商品券給付事業など、国の支援が行き渡らない住民の皆様に対しても、議会の皆様の御理解と御協力のもと、本町独自で支援事業を行ってきましたが、このようにきめ細やかにスピード感を持って事業の展開が行えることは、コンパクトな本町ならではのことでと考えております。

このように、町の魅力を向上させるための様々な取組を行うことで、最近では町民の方だけでなく町外の方からも「最近の水巻は元気がいい」、「引っ越すなら水巻を考えている」などのお声を耳にすることが多くなりました。実際に人口の社会増減についても年々好転しており、令和3年度からは社会増減がプラスに転じております。また、令和4年度の北九州市と水巻町との間での転入転出の状況を見ると、178人の転入超過となっていることから、これらの取組が成果として現れ、コンパクトながらも魅力にあふれた町として本町を選んでいただける人が増

えているのではないかと考えております。

このような状況から判断し、現時点では、北九州市との合併についての住民投票を行うことについても、考えておりません。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

まず騒音対策についての再質問をいたします。産業環境課の担当になると思います。

現在、福岡空港なんかです、夜何時までの営業時間になっているか知っていますか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

おそらく 22 時だと思います。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

福岡空港でも 10 時過ぎたら離着陸を禁止しています。騒音対策のために。

それなのに、いちょうの湯はですね、夜の 12 時まで営業を認めてるんですよ。

そういう点です、せめて家族風呂は 10 時までに営業をやめてもらおうとか、そういう指導ができませんか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

民間企業の経済活動でございますので、そこは行政がどこまで規制できるかというのは、法律しかないと思うんですけれども、深夜営業ということになりますと、行政として法的に規制をかけることができる可能性はございますけれども、深夜営業の国の考え方を調べてみたんですが、午前 0 時から朝 6 時までというような国の考え方がございまして、いちょうの湯の営業時間につきましては、深夜営業に当たらないものというふうに感じております。

ただしですね、今こういう問題が発生してることは、当然、町も承知しておりますので、6 月議会から何度も何度も町長が答弁されておりますけれども、副町長のほうが民間の事業者の

ほうに出向いていきまして、こういった相談があると。それに対して、事業者のほうも検討を行って、改善をするためのことを、多々行っております。

また、その中でですね、22時以降にかかわらず、家族風呂の騒音については業者側も認知をしておりますので、先ほど答弁の中にもございましたが、注意事項を利用者の方にお渡ししておるということでありまして。「大きな声で会話や騒ぎ声を立てないでください」といったことで、多くのお客様がこれを遵守しているということでもございました。

ただし、中にはですね、夏休み時期だったので、お子様連れの家族の方とかがですね、どうしても少し大きな声が出たことはあったようにございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

11 番（古賀信行）

私は、この家族風呂に隣接する方の録音を聞いてびっくりしたんです。あなたも町長も聞いてみてください。あれでは夜、寝られんと思うんですよ。

このいちょうの湯の建設計画が決まってからですね、町はもともとあった町有地のほかに、農地が3筆、家屋も含めて、土地だけでも1,615平方メートル購入しています。

そして、今、いちょうの湯の東側の電気屋さんの前に家があったんです。あれは、何も移転しなくてもよかったんじゃないけど、家屋移転に2754万円ですね、合わせて5500万円の便宜を図ってやってるわけです。

こんなふうですね、ある一面では便宜を図っていながらですね、民間だから指導できないっつち。

また、民間っち言われましたけど、福岡空港なんか、国が造って、運営は民間に委託していますけど、それでも10時で営業をやめさせているんですよ。

そういう点ですね、私は強く、そういう町の指導を要望します。

それから、第2点目。北九州市との合併問題ですけど、いつも何回か私、御質問しましたけど、町長は、17連携都市圏構想があるから、それで十分と言われますけど、17連携都市圏構想と合併は、中身が違うんです。

なぜ私がこんなこと言うかといいますと、全然ですね、市民が生活できる環境は違ってきます。

それからまた、住環境ですね。私は町議会議員になって、農地の部分だけでも、狭い土地の町道の拡幅を訴えてきましたけど、実現されなくて、今は家が建ち込んでしまって、歯がゆい思いです。

その点、北九州市は枝光とか台良町ですね、大蔵あたりの狭い坂道があったんです。特に景勝町なんかは、離合できない道を20年かかって広げたんですよ。どんなふうに広げたかといえ、道路沿いに空き地や売家・空き家があったら、それを市が買収して道路を広げてですね、20年かかって広げたんですよ。

そんなふうにですね、市の職員のレベル、行政レベルが違うんです。だから、そういう点で、私は、北九州市と合併したら、そういう住環境もよくなるんじゃないかと思って。

しかし、北九州市と合併すれば、都市計画税の5%を上積みされるんです。そこまで調べてますけど、5%上がったって、それだけ住環境がよくなればですね、住民生活よくなるから。

水巻町も、私はビラ配りをしてるからよく知ってますけど、行き止まりの道がいっぱいあります。私が町長やったら、この道をつないだらですね、何ぼか生活しやすくなると思ってるんです。特に猪熊なんか多いです。

そういう点でですね、やっぱり議員もやけど、町の職員もこまめに、ここをどうしたら町民が生活しやすくなるかですね、そういうやつを見回ってほしいと思います。

そういう点で、やっぱり町は、そういう配慮、特にそういう目配り、気配りするですね、職員の教育をすべきだと思いますけど、町長なり、総務課長なりの答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

まず職員の話ですけど、私は水巻の職員は優秀だと思っております。

だから今、古賀議員が職員の教育指導と。それは、若手のほうは教育指導があるかも分かりませんが、管理職含めて、私は自負しております。

それから、まちづくり、人づくりもありますが、まず、10年前に私が北橋市長とお会いしました。市長は、合併じゃなくて連携でいきたいという考えでした。今度は、今年武内市長に会いました。そして、トップ会談がありまして、武内市長も、広域連携と、そして各首長との連携を密に取って、そして、この北九州市、そして近隣の市町村と一緒に、元気なまちづくりをしていきたいというふうに、武内市長からありました。

だから、一方的に合併合併、民主主義だから住民投票すればいいということじゃなくて、相手の北九州市もですね、受ける側のことも考えなくちゃいけないんじゃないですかね。

ただ一方的に水巻の住民の住民投票をして、そしてその結果で云々よりも、北九州市が今、その意思がない。そういうところでですよ――。

私も何回も同じ答弁で、古賀議員も議会のたびに、合併、スケールメリットとデメリットと。確かにスケールメリットもあるかも分かりませんが、北九州市と合併した場合は、この庁舎等も統廃合され、黒崎の八幡西区役所ですか、そこまで町民が行かなくちゃいけないということも出てきますよ。

そういうことも含めてですね、全て合併がイコール水巻町の繁栄につながるということではないと思います。

道の問題一つとっても、確かに各区長さんと、いろんな方と職員が話をし、建設課がいつも巡回をしながらですね。やはり宅地造成の中で、行き止まりは当然ありますよ。

しかしですね、そこは区長さんと話して、昨日も、電灯の話がありましたが、やっぱりLEDの電灯を付けたりですね、そういうことで、私たち職員一同、頑張ってる日々ですね、町民の

安心・安全のために、こうして議会の皆さんと議論をしながらですね、やっているわけでありまして、一方的に町が勝手にいろんなことをやっているとということではありませんし、大きな問題は、政策会議にかけて、そして、きちっと議会に説明しながら進めていっています。

ただ、一部の方が、よく理解しないで、勝手にやるようなことを言われるときもありますが、そういうことは決してありませんし、これからも、丁寧に、職員と一緒に、議員の皆様とともにですね、水巻町の発展のために尽くしていきたいということです。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で1番、古賀議員の一般質問を終わります。

2番、近藤議員。

12番（近藤進也）

無党派、近藤進也。12番です。

この一般質問を始める前に、皆様の御手元に配付しております2枚の資料。これは今から質問に入ります内容について、より詳しく皆様に知っていただきたいということの気持ちでお配りしております。どうぞ後で参考にしてください。

それでは、質問に入ります。

新型コロナワクチンの対応についてお尋ねします。

人類史上初めて使われた遺伝子ワクチンは、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとは全く異なり、海外情報では、2023年8月までにおいて、世界中で約2000万人以上が死亡、約22億人以上の方が重症といわれています。

特に、コロナワクチン接種2回目以降から急激に薬害による被害者が増えており、3回、4回と打ち続けるたびに、コロナワクチンによる免疫機能破壊が起こって、その1~2年後に死亡、または、がんや他の症状が発症していることから、死に至らしめる恐ろしいワクチンだと言える、と世界各地の専門科医師らは警告を発信しています。

我が国政府による、半ば強制的に押し進められてきた新型コロナワクチン接種は、既に6回目を終え、7回目の接種を迎えようとしております。

このワクチン接種について、私は、生態学や免疫の専門科でもある大阪市立医科大学名誉教授の井上正康医師から直接お話を聞く機会を得ました。この井上正康医師は、当初からコロナワクチンの危険性を唱えており、同じ考えを持って行動する全国有志医師の会という全国組織で、今もなお現役医師として、日本全国に講演に出かけ、活躍されている方です。

私はその講演に出かけ、新型コロナワクチンには遺伝子が組み込まれており、接種するたびに遺伝子が蓄積され、皆さんの命が危険にさらされていることの警告を発信し、副反応や死亡に至る要因、長期にわたる異常なまでの遺伝子破壊へのメカニズムを教わりました。

今はインフルエンザと同じレベル5類にまで引き下げられましたが、これまでに3回以上接種した方、これからも接種される方は、今後、体調の異変に注意を払っていただきたい。

欧米諸国では、ワクチン接種によって異常なまでの死亡率を引き起こした、人災とまで言わ

れる危険なワクチンを、既に取りやめており、WHOでもコロナワクチン接種の推奨はしないことを表明しています。にもかかわらず、我が国の政府は、いまだコロナワクチン接種を押し進めており、我が町も同じように接種し続けております。

昨年8月に起こった事例ですが、徳島県内の当時女子中学生（14歳）が、ファイザー製ワクチンの3回目を接種。翌日37度9分の発熱がありましたが、夕方には熱が下がったため、そのまま就寝しました。しかし、翌朝、心肺停止の状態で見つかり、その後、死亡が確認されました。

徳島県警は死因を調べるため、徳島大学医学部に司法解剖を依頼。女子中学生に基礎疾患やウイルス感染などがなかったにもかかわらず、肺や肝臓など、主要な臓器に炎症が起きていたことなどから、解剖した医師らは、死亡の原因はワクチン接種によるものと結論づけています。

よって、ワクチン接種に関係する当時の元大臣や現職大臣らは、東京地検特捜部に刑事告発されました。その告発内容は、安全性が試され、死亡等の有害事象が多く発生することを予見しながら、あえて国民に対する保護義務に違反してその職権を乱用し、同調圧力を利用して、接種した多くの国民を死に至らしめる行為をなし、接種による多くの後遺症との障がいを訴え続けているとして、殺人罪・殺人未遂罪で訴えられたというものです。

この刑事告発がどのように進展しているのか、あまり知らされていませんが、以上のことが認められると、薬害に遭われて死亡された方々には莫大な補償金を支払わねばならなくなるので、政府もマスコミも実態をひた隠しにするか、このまま闇に葬ろうとしているのではないのでしょうか。

国民の命と暮らしを守ることは、権利であり義務であることは、地方自治法でも定められているように、なぜこの危険なワクチン接種を推奨し続けるのか。本町のワクチン接種による副反応や後遺症患者への支援策について、町長の住民を守るといった気概を、何ら感じられません。

先の6月議会においては、日常の燃料費高騰による家計の負担軽減に、本町独自による一律2万円給付を一般町民に与えるという、さもいいことをされているかのように捉えている方もおられるでしょうが、実のところ、マイナンバーカード手続をすると、早く支払われると促しております。

政府が2万ポイントを差し上げるから、便利なマイナンバーカードを早く申し込んでください、などといった、まさに金で国民を釣ろうという、またそれに追随するかのようになり、この際、本町も町民を金で釣ってマイナンバー登録者数を増やそうという魂胆が見え隠れしているように思いますが、町民や議会の皆さんはどのように受け止められているのでしょうか。

このようなことから、本気で町民を守るといった気概というものは、全く感じられません。

大阪府泉大津市の南出市長は、ワクチン接種被害者に対して相談窓口を設置し、情報発信していることについて、皆さんは御存じでしょうか。

それは、市民に「ワクチン接種を受ける前に」と称する啓発を促しており、リスクとして、健康な子供には接種効果は見いだせないこと、ワクチンの治験結果とその効果が示されていないことをきちんと説明しているのです。

その後も、南出市長のもとに、市外の方や各方面から、被害相談が寄せられ、厚労省に相談

しても、たらい回しに遭っているという市民の声に応えるように、名古屋市でも相談窓口がつくられました。

大手メディアは、ワクチン接種による健康被害についての実態報道は少なく、厚労省もホームページに目立たない文字で掲載している程度となっています。

しかし、ワクチン接種後に死亡が確認された方が救済制度を受けていることや、接種後の健康被害を受けている方が相当数いることも明らかになってきていますので、その辺りを住民の皆様へ情報としてしっかりと伝え、十分に注意を促すよう啓発に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、我が国政府には、国民の命と暮らしを守る保護義務があり、地方自治体においては、そこに住む住民の命や暮らしを守る義務と責任があります。

そこで、本町は新型コロナワクチン接種によるリスクと安全性を示すこともなく、いまだワクチン接種を推奨し続けていますが、いつまで続けるつもりですか。

打たせるだけ打たせておいて、その後に薬害が発生し、拡大していった場合、町長として住民の命と暮らしを守れるのか。そしてその責任を果たす気持ちがあるのかどうか。町長は自らの義務と責任によって、町民を守るという気概をどれくらい認識しているのか。そしてそのように役割を果たすのか、見解を伺います。

さらに次のことを伺います。

町長は何回、ワクチン接種をされましたか。

そのほか、執行部を含め、職員全体の接種率をお聞かせください。

新型コロナワクチンは、今でも、これからも、本当に大丈夫ですか。

新型コロナワクチンは、子供たちに本当に必要ですか。

新型コロナワクチンが体の中でどのように作用するのか。人体には優れた自己免疫機能が備わっており、外敵から身を守る役目を担っているにもかかわらず、それを破壊する装置が今回のコロナワクチンだと言われています。当局はどのように理解しているのか、お答えください。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

新型コロナワクチンの対応について、の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月15日に国内で初めて感染者が確認され、瞬く間に日本国内に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、令和2年4月7日には、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、第1回目の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されました。また、令和3年1月7日には第2回目の緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出や移動の自粛、飲食店の時短営業などが要請されました。その後も

度々感染が拡大し、令和3年4月23日に第3回目の緊急事態宣言が発令され、9月30日をもって終了しました。

そのような中、令和3年2月14日には、ファイザー社製の新型コロナワクチンが薬事承認、5月21日にはモデルナ社製のワクチンが薬事承認され、2月17日から医療従事者等を対象に、予防接種法に基づく臨時接種が始まりました。

本町においても、令和3年5月8日から、65歳以上の高齢者を対象に、新型コロナワクチンの1、2回目の初回接種を開始し、7月24日からは64歳以下を対象に、新型コロナワクチンの初回接種を開始しました。

また、令和4年2月1日からは、12歳以上を対象に新型コロナワクチンの3回目接種を開始し、3月20日からは5歳から11歳を対象とした小児の新型コロナワクチン初回接種を開始しました。

令和4年度に入り、令和4年7月1日から、60歳以上を対象に、4回目の新型コロナワクチン接種を開始し、10月3日からは、12歳以上を対象としたオミクロン株対応のワクチン接種を開始しました。10月23日からは、小児の新型コロナワクチンの3回目接種を開始し、11月20日からは、6か月から4歳の乳幼児を対象に、新型コロナワクチンの初回接種を開始し、令和5年3月29日から小児のオミクロン株対応ワクチン4回目接種を開始しました。

令和5年度には、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となり、法律に基づき行政が様々な要請、関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組によるものと変わりました。

また、5月24日からは、重症化リスクが高い65歳以上の方、医療従事者、基礎疾患を有する方を対象に令和5年春開始接種を開始し、9月下旬からは、初回接種を終了した全ての方を対象にした令和5年秋開始接種の準備を進めています。

なお、令和5年9月3日現在、国提供データによる水巻町のワクチン接種状況につきましては、1回目が2万2991人、2回目が2万2791人、3回目が1万9505人、4回目が1万4469人、5回目が9,166人、6回目が6,209人となっています。

町民の生命を守るため、今までの暮らしを取り戻すために、国、県、医療機関並びに関係機関と連携しながら、職員全員で新型コロナウイルス対策に取り組んできたところでございます。

そこで、まず1点目の、ワクチン接種後に死亡が確認された方が救済制度を受けていることや、接種後の健康被害を受けている方が相当数いることも明らかになってきていますので、その辺りを住民の皆様へ情報としてしっかりと伝え、十分に注意を促すよう啓発に務めるべきと考えますがいかがですか、とのお尋ねですが、予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、一時的な発熱や接種部位の腫れ、痛みなど比較的良好よく起こる副反応以外にも、極めてまれに病気や障がいが残るなど健康被害の発生が見られます。万が一、ワクチンの接種を受けた後に副反応が起き、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく国の予防接種健康被害救済制度があり、予防接種、感染症、法律などの外部専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、ワクチン接種による健康被害であったかどうか個別に審査し、ワクチン接種による健康被害と認められた場合は、医療費、医療手当、障害年金及び死亡一時金等が給付されます。

疾病・障害認定審査会での健康被害の審査内容については、厚生労働省のホームページから

確認することができますが、令和5年8月31日現在では、8,667件の申請のうち、認定が4,098件、否認が587件、保留が62件となっています。

また、厚生科学審議会、予防接種・ワクチン分科会、副反応検討部会による予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑いの報告状況につきましては、令和5年4月30日現在までのワクチン接種後の死亡例として報告されたものは、ファイザー社製ワクチンが1,843件で、ワクチンとの因果関係が否定できないものが2件、ワクチンと死亡との因果関係が認められないものが10件、そのほかの1,831件は情報不足等により死亡との因果関係が評価できないとされています。死亡者の割合としては、100万回接種当たり9.5件となっています。また、モデルナ社製ワクチンによる死亡例が225件で、ワクチンとの因果関係が否定できないものが0件、ワクチンと死亡との因果関係が認められないものが1件、そのほかの224件は情報不足等により死亡との因果関係が評価できないとされています。死亡者の割合としては、100万回接種当たり2.7件となっています。

このように、国においてコロナワクチン接種後の健康調査や副反応を疑う報告により情報が収集され、専門家による評価を行っているところです。

本町の新型コロナワクチン接種の情報については、町のホームページに掲載しており、予防接種健康被害救済制度については、厚生労働省の該当ページへ外部リンクすることができ、救済制度などについては、国からの詳しい情報を得ることができるようにしています。

ワクチン接種による副反応に対する注意喚起につきましては、ホームページに掲載するほか、ワクチン接種券に説明書を同封するとともに、接種を希望する人が、理解し納得した上で、接種していただくように、「接種を受ける際の同意」という説明文を案内チラシやホームページに掲載しています。

次に2点目の、本町でも新型コロナワクチン接種をいつまで続けるつもりですか。また、薬害が発生し拡大していった場合、町長としてどのように責任を果たし、どのように役割を果たすのか見解を伺います、とのお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が1年間延長され、令和5年度の新型コロナワクチンの追加接種は、ワクチンの有効性の持続期間等を踏まえ、春夏と秋冬の年2回の期間に分けて実施することとされました。

令和5年春開始接種は5月8日から9月19日までで、対象者は、65歳以上の高齢者、5歳から64歳で基礎疾患のある人、医療従事者となっています。

また、令和5年秋開始接種の対象者は、追加接種可能な5歳以上を対象として、秋から冬にかけて1回接種することとし、9月20日から令和6年3月31日までが接種期間となっています。

新型コロナウイルスワクチンについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、有効性や安全性の審査を受け、厚生労働省により薬事承認されており、新型コロナウイルス感染症の重症化予防、感染予防、発症予防に有効であると考え、国の方針のとおり、本町でもこのスケジュールに沿って、ワクチン接種の安全性や有効性、副反応などをしっかりとお示しながら、ワクチン接種を行っていきます。

私自身、新型コロナウイルス感染症から町民を守り、コロナ禍前のように、安心して暮らせる生活に戻すことを最優先に考えております。そのためには、現時点で国が有効としている、新型コロナワクチン接種を進めていかなければなりません。

実際、65歳以上の町民に限っての数になりますが、令和5年9月3日現在、国が提供している接種率の累計では、対象者9,261人中、6回目の接種者数が5,605人で、接種率は60.5%であり、6割の人が接種をしています。

65歳以上の町民の6割が自らの希望で継続して受けているこのワクチン接種を、しっかりと責任をもって安全に接種を受けられる体制を確保していくことが、町の役割であり責務であると考えております。

次に3点目の、町長は何回ワクチン接種をされたのか、その他執行部を含め職員全体の接種率をお聞かせください、とのお尋ねですが、私は65歳以上の高齢者に該当し、自らワクチンの有効性などを理解し判断した上で、6回全て町の集団接種等で受けております。職員全体の接種率につきましては、ワクチンの接種を受けることは強制ではなく、同意がある場合に限り接種が行われることから、接種の強制は行っておらず、接種を受けていない人への偏見等につながりかねませんので、接種の有無は把握しておりません。

次の4点目の、新型コロナワクチンの安全性についてのお尋ねについては、最後の御質問と併せて答弁させていただき、先に5点目の、新型コロナワクチンは子供たちに本当に必要ですか、とのお尋ねについてお答えさせていただきます。

令和5年3月にWHOが「新型コロナワクチンの利用に関する指針」を公表し、高齢者等についてはさらなる追加接種を推奨する一方、健康な乳幼児、小児、成人等に対するさらなる追加は推奨せず、健康な乳幼児、小児については、初回接種を含め検討すべきとの声明が発表されています。国内における感染状況において、高齢者の重症化リスクが高い一方、それ以下の世代については重症化率や致死率が低いという状況を踏まえ、重症化リスクの低い者に対しては接種機会を提供し、被接種者及び保護者に対する努力義務や市町村に対する接種勧奨の義務を適用しないとするものです。

厚生労働省の小児の新型コロナワクチンに関するQ&Aにおいて、子供は新型コロナワクチン接種を受けるべきですか、という質問の回答として、「周囲の成人が適切な回数の新型コロナワクチン接種を受けることを推奨します。新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い基礎疾患のある小児に対しては、重症化予防効果の観点から、年齢にかかわらず新型コロナワクチン接種を推奨します。」と記載があることから、町では接種を希望する子供がワクチンを受けられるよう、接種の体制は令和6年3月末まで引き続き確保していきます。

最後に4点目の、新型コロナワクチンの安全性についてと、6点目の、新型コロナワクチンが人体に与える影響への理解について、のお尋ねですが、新型コロナワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の規定により、予防接種法第6条第3項の臨時接種とみなして実施するものになります。原則として、市町村長には予防接種法第8条の接種勧奨の規定が適用されるとともに、対象者には同法第9条の努力義務の規定が適用されています。ただし、5歳から64歳であって、初回接種を完了し、基礎疾患を有さない者には接種勧奨、努力義務の適用はしないものとされます。

また、使用するワクチンについては、先程も述べましたが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査を受け、国の厚生科学審議会予防接種、ワクチン分科会において審議され、ワクチンの有効性、持続期間、安全性等、ワクチンに関する科学的知見等により、薬事承認を受け

たものをこれまでも使用しており、今後も使用します。

本町としては、これらを踏まえ、新型コロナワクチン接種を希望する町民に、接種ができる体制を整え、国から示された情報を提供しつつ、安心、安全に接種できる体制を確保していくことが重要と考えております。

以上です。

[「議長、ゆっくりせんで、はよ急がな。時間がないやない。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。近藤議員。

12 番（近藤進也）

はい、近藤です。

あのねえ、答弁はもう少し控えてくださいよ。わけの分からんような数字を、御託を並べて。それよりもね、私の質問に的確に答えなさいよ。

そして、このワクチンを続けるか続けないかはですね、これちょっと今日もう時間がないから聞きますけど、教育長に聞きますけどね、私小学校、5つの校長に全部電話しました。子供、学校の安心メールでもありますよね。この情報がですね、福岡では、130校の小学校の情報が製薬会社に流れていて、「1回1万5000円の8回打ちませんか」と。

なぜかという、治験結果が出ないと厚労省はこの薬剤を認めないんですよ。この認められないコロナワクチンが出回ってるんですよ。

大人はみんな打ってるんですよ。認められてないものを。それを直接通過させて、それを国民にばらまいて、殺人薬剤を振りまいているんですよ。人口減少を目的に。

そういうことがね、言っときますけど、職員の数も公表できない、あなたは全部打った、本当ですか。

国民の75%は打ったって言っているんですよ、国の調べでは。そして、官僚や、そして職員、国家公務員の皆さんに、データは15%、打ったのは。政治家も15%。何ですかこれ。

それでもって、この町が本当に職員の皆さんに一人一人、「あんた打ったか」って言ったら、打ったか打ってないか答えられないってことは、打ってないっちゃうことですよ。そういう職員いますよ。

あなたが本当に全部打ったというなら、それだけの職員が打ったということは、自分は何回目だということは発言できるでしょう。

そういうことで、教育長、ちょっと言います。学校の安心メール――。

[質問時間終了]

議 長（白石雄二）

終わりです。以上で――。

[「それは、外部発注してますが、それは、答弁だけください。答弁だけ。うちの情報が漏れてないかどうか。」と発言する者あり。]

——近藤議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。3 番、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

14 番、無会派、高橋です。

スポーツ大会出場者への支援等について、冒頭質問いたします。

日々暑い中、一生懸命青少年が汗を流して練習をしている姿はとても清々しいものです。練習の成果が実り、水巻町を代表して大きな大会に出場する個人やチームがあることは、大変誇らしく思います。

大きな大会に出場するに当たっては、交通費、宿泊費等、多額の費用がかかり、保護者や関係者は資金調達にとっても苦労しているようです。

そうした保護者や関係者の皆さんの負担が少しでも軽減できるように、町としてのさらなる手厚いサポートが必要だと考えますが、町の見解を伺います。

次に、外国人との交流について。

最近、我が国では観光目的や就労目的で来る多くの外国人を見かけるようになりました。この水巻町でも、多くの若い外国人の方たちが働かれています。

水巻町では、国際交流協会が年に何回かイベントを開催するなど、外国人の受入れ体制は整っているように思えます。外国人が急増する昨今では、日常的なコミュニティの場をつくることにより、より深く外国人とのつながりができるのではないかと考えます。

そこでお尋ねします。

- (1) 水巻町の外国人の登録人数を教えてください。
- (2) 水巻町へ就労目的で来る外国人の滞在期間はどれくらいですか。
- (3) 単発的なイベントのほかに、日常的な活動があれば教えてください。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めの、スポーツ大会出場者への支援等について、の御質問は、後ほど教育長に答弁していただきます。

まず、外国人との交流について、の御質問にお答えします。

1点目の、本町の外国人の登録人数について、のお尋ねですが、平成24年7月に住民基本台帳法が改正され、外国人登録法が廃止されたことから、外国人住民の方も住民基本台帳に記載されています。

令和5年8月末現在、住民基本台帳に記載されている外国人数は459名です。在留資格別では、特別永住者が217名と最も多く、半数近くを占めています。

また、国籍別では、最も多いのが韓国籍の方で195名、次いでベトナム国籍の方が119名となっています。

次に2点目の、就労目的で来る外国人の滞在期間について、のお尋ねですが、本町の所有する資料では分かりかねますので、法務省所管の福岡出入国在留管理局に問合せをした結果を御報告しますが、滞在期間の統計は取っておらず不明とのことでした。在留期間が5年の場合でも、1年で帰国する方もいるため、在留期間が全て滞在期間にならないことや、在留期間は職種や個人ごとの事情によって変わるため、滞在期間の統計は取っていないとのことでした。

なお、現在、本町における在留外国人就労に係る人数で、一番多いのは技能実習2号の区分の第2企業単独型技能実習で、入国2年目から3年目の技能等に習熟するための活動をされている方となっており、令和5年8月末現在で57名です。

次に3点目の、単発的なイベントのほかに、日常的な活動について、の御質問は、教育長に答弁していただきます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、教育長。

教育長（小宮順一）

初めに、スポーツ大会出場者への支援等について、の御質問にお答えします。

現在、本町では体育・スポーツの健全な普及を図る事を目的として、水巻町体育協会運営費及びスポーツ少年団本部運営費として、令和4年度決算において、250万円の補助金を支出しています。

また、スポーツ少年団登録団体が全国大会等に出場される場合、その費用とは別に、昨年の文厚産建委員会で御報告させていただきました、水巻町スポーツ全国大会等出場激励金支給要綱に沿って、一定の要件はありますが、九州・西日本大会には個人に1万5000円、全国大会には個人に3万円の支給を行っています。この激励金は、交通費・宿泊費などが補助対象の補助金とは異なるため、発生した費用の内訳の報告や、頭打ちもなく、保護者の事務的負担も経済的負担も軽減できるもので、大変好評をいただいております。

町としてもできうる限りの応援をさせていただくための激励金となっており、この制度が今

年度から始まったばかりですので、現在のところ、これ以上の支援はできないものと考えております。

また、金銭面でのサポートではございませんが、代表して大きな大会に出場する個人・団体につきまして、横断幕や掲示物を作成、周知し、スポーツ関係者だけでなく町民の皆様と出場の喜びを分かち合い、出場する個人・団体を少しでも応援できたらと考えております。

次に、外国人との交流について、の御質問にお答えします。

3点目の、単発的なイベントのほかに、日常的な活動について、のお尋ねですが、町としての日常的な活動は行っておりませんが、水巻町国際交流協会の活動として、外国語講座を英語、ハングル、中国語の3講座9コースを開講し、100名を超える受講生に参加いただいております。毎週火曜日・金曜日には「英語でおしゃべりカフェ」も行っており、好評で新たに水曜日クラスを新設し、多くの方に外国語を体感、習得していただいております。

また、国際交流教室として、韓国教室、モンゴル教室、アン・クレシーニさんの講演会と外国の歴史や文化などを多くの子供たちに学んでもらうことを目的に、各小学校に講師を派遣しております。

さらに、小学生を対象に外国の様々な文化や言葉を学び体験するインターナショナルキッズクラブを例年実施しており、今年はいんぐの草の根技術協力事業である、クリーン・インディア推進に資する掃除教育プログラムの開発手法の技術移転、定着支援事業を水巻町国際交流キッズクラブとコラボして、子供たちがインドとの交流を実施しております。

加えて、水巻町国際交流協会のフォロワーを増やし、活動などを多くの人に知ってもらうため、インスタグラム・フォトコンテストを開始し、毎月テーマに沿った写真を応募してもらうフォトコンテストを開催しています。毎月着実にフォロワー数も増え、多くの人に水巻町国際交流協会を知っていただくことができいております。

また、外国の方向けには、毎週金曜日に日本語教室を開催するとともに、今年から取り組んでいます、町内企業で働いていただいている外国人労働者向けの日本語教室を、御依頼いただきました企業へ講師を派遣し、実施しております。

今後とも多文化共生社会を推進しながら、住民の国際理解、国際感覚の醸成、諸外国との親善、交流を通して国際平和に貢献する目的で活動しています水巻町国際交流協会とともに、町の国際交流事業を展開してまいります。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

まずですね、スポーツ大会出場者への支援金についての再質問をさせていただきます。

昨年度は6億円もの黒字を出し、町長の手腕は高く評価するところでございますが、将来のため、災害に備えて、調整基金に繰り入れることは、とても大切だと思っております。

同様にですね、未来ある青少年たちにも、もっともっと支援をして、投資という言葉は適切かどうか分かりませんが、青少年たちにもっと投資することも、同様に大切ではないかと思っ

ております。

生涯学習課の資料を見させていただいたんですが、支援金の名目が変わったことだけですね——。名目が補助金から出場激励金に変わりましたよね。中身の金額というのがあまり変わってないんですよ、ほとんど。

事務的な手続が簡単になっただけでですね、果たしてこれで満足な支援ができているのかなと、私は疑問を持ちましたので、この件についてお伺いしたんですが、今年度からこれで行くという制度が変わったばかりなのでですね、あまり突っ込んではいませんが、要望として言わせていただくなればですね、なるべく早いうちにこの制度を見直していただきたいと思ってるんですよ。

例えばですね、スポーツだけじゃなくてですね、文化的なイベントとか、例えばピアノとかバレエとかダンスとかに出場をする子たちにですね、助成してあげたりとかですね。

激励金プラス、チームだと大人数になりますよね。そんなときにですね、人数に応じて、大型バスの手配とか。

もう一つはですね、選手1人に対して、保護者1人の補助も出してもらいたいという希望がございます。

「近隣の自治体」と、よく行政側の皆さんは言われるんですけど、「近隣の自治体と足並みをそろえて」とかですね、「周りの動向を見ながら」とか、よく使う表現ですよ。それもよく分かるんですけどね。

その辺はですね、いいことをするならば、我が水巻町が先陣を切って行ってですね、「ほかの市町村は水巻町を見習いなさい」というぐらいの気概で取り組んでいただきたいというのが希望でございます。

これは答弁は要りませんので、その辺のところ、先々なるべく早く見直していただきたいと思っております。

続きまして、外国人との交流についてですね。

数年前まではですね、国自体の迎え入れ方がですね、どうかなと思う節がたくさんありました。

今はですね、割と、一労働者としてだけ雇うのではなくてですね、技術研修としての重みを強く企業側も認識しているみたいで、随分と昔のような事件も少なくなって、改善されているような気がするんですけど。

令和27年には人口が我が町で約8,000人減少するという予測が出ていますね。そうなったときにですね、必ず外国人の労働力が必要になってくると思います。

そういうことを踏まえてですね、今からの取組が大切だと考えておるんですが、そこで質問いたします。

外国人コミュニティーの場をつくりですね、リーダーになる人たちをつくったりですね、日本と外国の文化の違いなどを教えるとかいう、そういった計画をしていただきたいんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（白石雄二）

はい、高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

高橋議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、町に住んでいる外国人の方との接点をですね、水巻町国際交流協会としても広げていきたいと考えておりまして、まず、一応答弁でもさせていただいたんですけども、企業のほうにですね、8月からなんですけども、働いている外国人の方に対して、日本語教室を現在実施して、国際交流協会とつながる努力はさせていただいております。

一応、そこで働いている方は、国はネパール、スリランカと伺っておりますので、そういった文化等ですね、つながって、例えば国際交流協会のイベントでですね、そういった文化の発信ができるようにですね。

まだ働いていらっしゃるんで、なかなかお休みが合わないところもあるんでしょうけど、そういったことを努力していきたいなと思っております。

また、先ほど、インスタとかですね、企業への訪問を行っているという答弁でしたが、より多くの方に水巻町国際交流協会を知っていただいて、まずは外国の方も含めてですね、足を運んでいただくように努力をしていきたいと思っております。

一応、何か良いアイデア等がありましたらですね、ぜひ御教示いただければと思っております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、高橋議員。

14番（高橋恵司）

私がよく最近見かけるのはベトナムの方なんですよね。

浅川にある、食品工場がございまして、そこで聞いたところによると、50人ベトナムの人が働いておる。その人たちが、やはり、会社が寮として梅ノ木団地を借りてるんですよね。

それで、梅ノ木団地の自治会からの苦情とか要望はございませんでしょうか。

議長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

高橋議員の再質問にお答えいたします。

今おっしゃられた梅ノ木団地での苦情等ということなんですけれども、具体的にはお聞きはしておりませんので、少しこちらのほうからですね、お聞きをしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

それ聞いて安心しました。

事件とかトラブルになる前にですね、いろいろなことを取り組んでいただきたいと思います。

そして、国際交流協会の活動が活発なのはよく承知しておりますけど、そういった就労できた、一生懸命働いている人たちの周知度というんですか、その辺のところをちょっと聞かせていただきたいんですが。

学生さん宛てには、結構認識は広がっていると思うんですが、その辺のところちょっと教えてください。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

国際交流協会でも一応、会員の皆様の会費で運営をさせていただいて、あと補助金をいただいているんですけども、一応個人とあと企業ですね、ちょっとお回りしながら、もし外国の労働者がいればですね、そういった今、やっている事業とかですね、日本語教室とかも、日本の講師を派遣できる事業もやっておりますので、そういった事業を御紹介しながら、直接ですね、働いている外国の方と、いきなり訪問しても、向こうも不安がるでしょうから、そういった企業訪問を今、実施しているところでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

14 番（高橋恵司）

私はですね、外国人を雇用している企業は二、三しか知らないんですけど、町内でどれぐらいありますか。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

すいません、そこまでちょっと把握はさせていただいておりませんが、清川産業なり、

今回、日本語教室を行っていただいた会社なり、かなり多くの会社が雇用をされているんじゃないかなとは想定をさせていただいております。

議長（白石雄二）

高橋議員。

14 番（高橋恵司）

政治はですね、今から 10 年先を見据えてしてもですね、それじゃ遅いと思うんですよね。20 年先を見据えて、政治をしていただきたいと、常々思っておるのですが。

この先ですね、今これを見ましたら、韓国語講座はあって、英会話講座はあるんですね。ベトナム人が 119 人いるんですね。これからも増え続けていくと思うんですよ。ベトナム語講座、開く予定はございますか。

議長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

今のところ、ベトナム語を教えていただく先生とかのつがありませんもんですから、今のところ開催する予定はなくてですね、ただ、外国人の方にも分かる日本語教室、やさしい日本語教室っていうのを、ここ数年開催をさせていただいております、日本に来る外国の方になりますので、幾分かの日本語は御理解いただけるものと理解しております。

そこで、表現を優しくすることによって、相手とのコミュニケーションが取れるようにですね、そういった形で、やさしい日本語教室っていうことを、去年と今年で計 2 回ですかね、学校の関係者の方と職員も含めて、あとは会員の皆様をお呼びして教室を開いた経過はございます。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、高橋議員。

14 番（高橋恵司）

これから先ですね、外国の方がたくさん来て、日本で働いてもらうと思うんですけど、やはり国に帰ったときにですね、日本に来てよかったと、やはり日本は素晴らしい、世界を引っ張る先進国だと言われるような形で帰ってもらいたいじゃないですか。やっぱりね、我々としてしてみれば。

生涯学習課の課長が先頭になってですね、そういったことを、こちらのほうからもどんどん投げかけてですね、コミュニケーションを図っていければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上で終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、3番、高橋議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 37 分 散会